

# 東京都公報

発行  
東京都

## 目次

### 告示

○都民の日に利用料、利用料金及び使用料を免除する都の施設の指定……………  
……………（生活文化スポーツ局文化振興部企画調整課）……………

### 規程（交）

○東京都交通局契約事務規程の一部を改正する規程……………

### 規程（水）

○東京都水道局財務規程の一部を改正する規程……………

### 規程（下水）

○東京都下水道局契約事務規程の一部を改正する規程……………

## 告示

### ●東京都告示第九百一号

都民の日条例（昭和二十七年東京都条例第七十五号）第四條の規定に基づき、令和六年都民の日に利用料、利用料金及び使用料（定期入場券を除く。）を免除する都の施設を次のように指定する。

令和六年八月二十六日

東京都知事 小池 百合子

一 利用料を免除する施設

東京港野鳥公園

二 利用料金（一）から（九）までは、東京都立公園条例施行規則（昭和三十二年東京都規則第三十七号。以下「規則」という。）別表第六 三の項に規定する入場料に限る。（）を免除する施設

（一） 浜離宮恩賜庭園

（二） 旧芝離宮恩賜庭園

（三） 小石川後楽園

（四） 六義園

（五） 旧岩崎邸庭園

（六） 向島百花園

（七） 清澄庭園

（八） 旧古河庭園

（九） 殿ヶ谷戸庭園

（十） 東京都江戸東京博物館分館江戸東京たてももの園

（十一） 東京都写真美術館（収蔵展）

（十二） 東京都現代美術館（常設展）

（十三） 東京都庭園美術館（庭園、建物公開展）

三 使用料（一）から（六）までは、規則別表第五 二の部（二）の項から（五）の項までに規定する入場料に限る。（）を免除する施設

（一） 神代植物公園

（二） 多摩動物公園

（三） 恩賜上野動物園

（四） 葛西臨海水族園

（五） 井の頭自然文化園

（六） 夢の島熱帯植物館

## 規程（交）

### ●交通局規程第四十一号

東京都交通局契約事務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和六年八月二十六日

東京都交通局長 久 我 英 男

東京都交通局契約事務規程の一部を改正する規程

東京都交通局契約事務規程（昭和三十九年交通局規程第十五号）の一部を次のように改正する。

第五十二条の二第一項第一号中「三十六億円」を「七十二億円」に、「三億六千万円」を「七億二千万円」に改め、

同項第二号中「三十六億円」を「七十二億円」に改める。

第五十二条の三第一項第一号中「三十六億円」を「七十二億円」に、「一億八千万円」を「三億六千万円」に改め、

同項第二号中「三十六億円」を「七十二億円」に改める。

第七十条第一項中「ときは」の下に「、原則として」を、「場所を」の下に「書面その他の方法により」を加える。

### 附 則

1 この規程は、令和六年十月一日から施行する。ただし、第七十条第一項の改正規定は、公布の日から施行する。

2 この規程による改正後の東京都交通局契約事務規程第五十二条の二第一項及び第五十二条の三第一項の規定は、この規程の施行の日（以下「施行日」という。）以後に行われる公告その他の契約の申込みの誘引による契約について適用し、施行日前に行われた公告その他の契約の申込みの誘引による契約で施行日以後に入札執行される

ものについては、なお従前の例による。

### 規程(水)

#### ●東京都水道局管理規程第十六号

東京都水道局財務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和六年八月二十六日

東京都水道局長 西 山 智 之

東京都水道局財務規程の一部を改正する規程

東京都水道局財務規程(昭和三十五年東京都水道局管理規程第二十二号)の一部を次のように改正する。

第二百六十五条第一項第一号中「三十六億円」を「七十二億円」に、「三億六千万円」を「七億二千万円」に、「二億七千万円」を「五億四千万円」に改め、同項第二号中「三十六億円」を「七十二億円」に改め、同条第三項第一号中「三十六億円」を「七十二億円」に、「一億八千万円」を「三億六千万円」に改め、同項第二号中「三十六億円」を「七十二億円」に改める。

#### 附則

1 この規程は、令和六年十月一日から施行する。  
2 この規程による改正後の東京都水道局財務規程第二百六十五条第一項及び第三項の規定は、この規程の施行の日(以下「施行日」という。)以後に行われる公告その他の契約の申込みの誘引による契約について適用し、施行日前において行われた公告その他の契約の申込みの誘引による契約で施行日以後に入札執行されるものについては、なお従前の例による。

### 規程(下水)

#### ●東京都下水道局管理規程第十四号

東京都下水道局契約事務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和六年八月二十六日

東京都下水道局長 佐々木 健

東京都下水道局契約事務規程の一部を改正する規程

東京都下水道局契約事務規程(昭和四十一年東京都下水道局管理規程第三十三号)の一部を次のように改正する。  
第四十四条第一項第一号中「三十六億円」を「七十二億円」に、「三億六千万円」を「七億二千万円」に改め、同項第二号中「三十六億円」を「七十二億円」に改める。  
第四十四条の二第一項第一号中「三十六億円」を「七十二億円」に、「一億八千万円」を「三億六千万円」に改め、同項第二号中「三十六億円」を「七十二億円」に改める。

#### 附則

1 この規程は、令和六年十月一日から施行する。  
2 この規程による改正後の東京都下水道局契約事務規程の規定は、この規程の施行の日(以下「施行日」という。)以後に行われる公告その他の契約の申込みの誘引による契約について適用し、施行日前において行われた公告その他の契約の申込みの誘引による契約で施行日以後に入札執行されるものについては、なお従前の例による。

発行

東京都新宿区西新宿二丁目八番一号

郵便番号 163-8001

定価

本号 一箇月 六、六〇〇円

(郵送料を含む) 三〇〇円

印刷所

三鈴印刷株式会社  
東京都千代田区神田神保町三丁目三十二番地一  
電話 〇三(五二七六)〇八一(代)

郵便番号 101-0051

